

重要文化的景観
伊庭内湖の農村景観
整備活用計画

未来に伝える水のネットワーク

令和7年3月
東近江市

重要文化的景観

伊庭内湖の農村景観 整備活用計画

未来に伝える水のネットワーク

令和 7 年 3 月

東近江市

目次

第1章	整備活用計画の策定に当たって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	1
第2章	重要文化的景観「伊庭内湖の農村景観」の価値と保存活用計画の概要	7
1	「伊庭内湖の農村景観」の価値	7
2	保存活用計画の概要	9
3	重要な構成要素及びその位置	16
第3章	整備活用の現状と課題	20
1	整備活用の現状を考える基礎情報	20
2	整備の現状と課題	23
3	活用の現状と課題	27
4	重点課題について	31
第4章	重点施策と取組	32
1	重点課題に対する重点施策と取組	32
2	重点施策と取組の内容	33
第5章	事業計画	46
1	事業の推進体制	46
2	事業推進の留意事項	47
3	事業スケジュール	48

第1章 整備活用計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

本市では、平成25年度から平成28年度にかけて文化庁の文化的景観保護推進事業の採択を受け、伊庭町における文化的景観としての本質的価値を把握する保存調査を実施した。その調査で得られた文化的景観としての本質的価値を将来に保存、継承していくため、平成29年に「文化的景観「伊庭の内湖と農村景観」保存計画」（令和2年に保存活用計画に改定）を策定した。

保存計画の策定に当たっては、学識経験者及び地元代表からなる委員会を組織し、計画内容を協議するとともに、各文化財分野について調査項目を設定し、2箇年にわたって調査を実施した。また、自治会の会議や地域行事に合わせて説明会を開催し、住民に対して文化的景観としての価値の普及と保全の必要性を周知してきた。

こうした活動を踏まえ、文部科学大臣に選定申し出を行い、平成30年10月15日付け官報告示により重要文化的景観「伊庭内湖の農村景観」の選定を受けた。

重要文化的景観伊庭内湖の農村景観整備活用計画（以下、「本計画」という。）は、文化的景観「伊庭内湖の農村景観」保存活用計画（以下、「保存活用計画」という。）に基づき、伊庭川と水路によって形づくられた暮らしや土地利用の在り方、伊庭山や内湖といった豊かな自然とそれらによって育まれた生業や食文化を含めた「水のネットワーク」を未来に伝え、その価値と特徴を守り生かすため、整備活用に係る事業の推進を目的に策定するものである。

なお、本計画では、住所表示の伊庭町と区別するため、「伊庭内湖の農村景観」における人々の生活・生業空間を「伊庭」と表記する。

2 計画の位置付け

本計画は、本市まちづくりの指針である「第2次東近江市総合計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標を具現化し、本市の文化財行政を推進するために定めた計画であり、本市文化財のマスタープランである「東近江市歴史文化基本構想」とそのアクションプランである「東近江市文化財保存活用地域計画」に基づきながら、重要文化的景観「伊庭内湖の農村景観」の価値を生かしつつ、確実に継承していくことを目的としている。

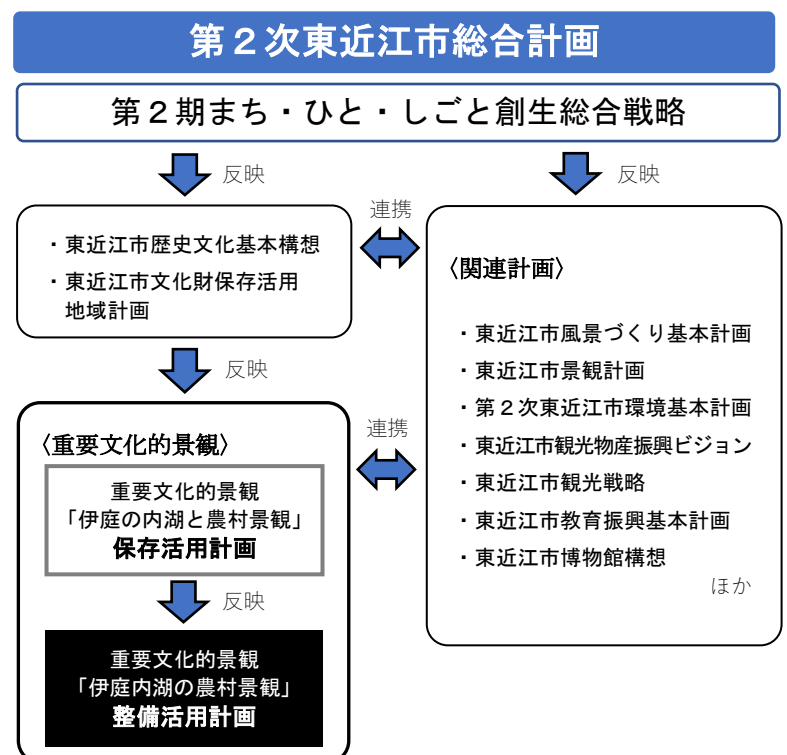


図1 重要文化的景観「伊庭内湖の農村景観」整備活用計画の位置付け

なお、計画の実施に当たっては、関連する他の計画と連携を図りながら、実効性のある具体的な取組を推進していくものとする。

(1) 上位計画

○第2次東近江市総合計画（後期基本計画）

第2次東近江市総合計画（後期基本計画）は、本市のまちづくりの指針となる最上位計画であり、これまでの取組状況、人口減少や少子高齢化といった課題を踏まえ、地域の特徴を生かしたまちづくりを展望するものである。目指すべき将来都市像に「うるおいとにぎわいのまち東近江市」を掲げ、目標実現に向けて各種の取組を推進するとしている。

まちづくりの基本方針「ひと」の中で、市民のふるさと意識を醸成するための資源として歴史や文化が定義されており、それらを保存、継承、活用しながらまちづくりを進めるとしている。

まちづくりの基本方針 ひと ～人と地域が共に成長できるまちづくり～

政策3 未来を創造するひとをつくるまち

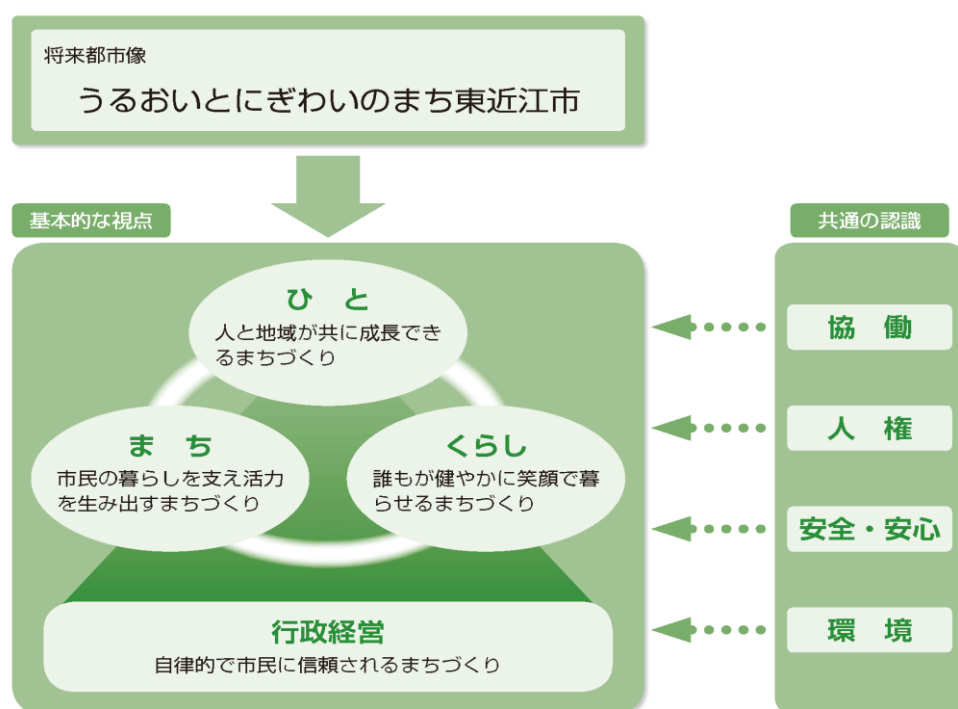
基本施策7 豊かな歴史・文化・伝統をいかすまちをつくります。

施策2 文化財の保存・継承

- ・伝統文化の調査、資料収集、支援等を行います。
- ・文化的景観の保存に取り組みます。

施策3 文化財の活用・愛護の普及

- ・文化財を顕在化し、歴史文化基本構想に沿った取組を進めます。
- ・文化財保存活用地域計画に基づき文化財の磨き上げを行います。
- ・貴重なふるさとの歴史や文化を守る心を育みます。



○第2期東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第2次東近江市総合計画を受け、本市における人口ビジョン等を踏まえながら、本市が抱える課題の解決や地域活性化等の施策を総合的・計画的に進めていくための計画である。

本市の豊かな自然や、伝統・文化等の地域資源を磨き上げ、地域経済の活性化につなげるとともに、それらに関わる人材を育成し、市民が潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域づくりの実現を目指すとしている。その具体的な取組内容の一つに文化的景観が位置づけられている。

基本目標

2 行きたい住みたい魅力ある東近江市の創生

施策 具体的な取組

(5) 豊かな自然資源や奥深い歴史文化をいかした観光振興

イ 歴史資産を有機的に結びつけたストーリー性のある観光施策

- ・文化庁認定の日本遺産のブランド力をいかし関係地域と連携し、伊庭の水辺景観、五個荘金堂重要伝統的建造物群保存地区及び永源寺と奥永源寺の山村景観の魅力発信を進める。

ウ 特色ある景観の保全、創出、活用

- ・本市の美しい景観を保全・創出・活用するため、景観計画の着実な推進を図るほか、市民の景観形成活動を誘導し、景観に対する意識や機運を高めるための取組を行う。
- ・地域資源をいかした観光振興策を通じ、地域の自然、歴史、文化等の魅力を市民自らが再認識することで、地域への愛着の醸成を図る。
- ・重要文化的景観「伊庭内湖の農村景観」及び重要伝統的建造物群保存地区「五個荘金堂」の保存と継承を支援し、地域資源としての活用を促進する。

○東近江市歴史文化基本構想

東近江市歴史文化基本構想は、本市に所在する文化財を指定・未指定に関わらず幅広く捉え、的確に把握し、その周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための構想である。本市における文化財保護のマスタープランであるとともに、文化財を活用した地域づくり計画でもある。

この構想では、本市の歴史文化を特徴づけるテーマの一つとして「愛知川扇状地と水辺の文化」を設定しており、テーマを構成する関連文化財群の一つに伊庭の文化的景観を位置づけ、「景観の整備・保全」と「観光資源としての活用」を保存・活用の基本方針としている。

方針1 景観の整備・保全

市民団体が行っているヨシ刈りや自然観察会等の事業に協力するとともに、「湖辺（みずべ）の郷伊庭景観形成重点地区」の策定基準に従い、景観の保全と継承に努める。

方針2 観光資源としての活用

伊庭の文化的景観を重要な観光資源の一つとして位置づけ、観光客誘致のための情報発信と環境整備を行う。また、日本遺産に認定された伊庭の水辺景観と五個荘金堂伝統的建造物群保存地区の類似点、相違点に留意し、2地区連携によるまちなみ散策コースを設定する等、観光地としての発展を目指す。

○東近江市文化財保存活用地域計画

本市では、歴史文化基本構想のアクションプランとして、東近江市文化財保存活用地域計画を令和5年12月に作成した。この計画は、コロナ禍により閉塞した地域社会の再生を目指すとともに、市民が文化財の価値を見直し、自分たちの財産として守り、活用することで地域に誇りを持ち、これからも住み続けたいと思うまちづくりを目指したものである。

目指すべき将来像に「文化財を生かしたうるおいとにぎわいのまち」を掲げ、4つの目標を立てている。将来像実現に向け、目標ごとに定められた方針のもと、具体的な取組を行っていくとしている。

文化的景観に関わる目標と取組には以下のものがある。

基本目標1 文化財の把握と掘り起こし

取組内容 ・文化的景観の重要構成要素の特定

基本目標2 地域住民による文化財の保存・継承

取組内容 ・整備活用計画に基づく重要文化的景観の計画的な整備
・重文景活動拠点整備
・選定地区保存活用団体の育成及び活動支援
・文化的景観保存活用委員会の開催

基本目標3 連携・協働による活用の推進

取組内容 ・文化財を活用した観光資源開発
・歴史文化体験コンテンツの作成
・文化財サインの整備
・文化財啓発資料の作成
・ボランティアガイド育成
・民間団体との連携強化

基本目標4 文化財を生かしたまちづくりの実践

取組内容 ・建造物活用推進
・選定地区保存活用団体の育成及び活動支援

○重要文化的景観「伊庭の内湖と農村景観」保存活用計画

文化的景観保存調査で特定した本質的価値を将来にわたって保存、継承していくことを目的に、平成 29 年に「文化的景観「伊庭の内湖と農村景観」保存計画」を策定した。平成 30 年の重要文化的景観選定に伴い、重要な構成要素の取扱い基準の見直しを行い、令和 2 年度に「重要文化的景観「伊庭の内湖と農村景観」保存活用計画」として改訂した。

本計画は、保存活用計画で定めた活用の方針、整備の方針に基づきながら、重要な構成要素に対する具体的な取組内容を定めた計画である。

(2) 関連計画

○東近江市景観計画

本市では、良好な景観形成を総合的、計画的に推進するマスタープランとして東近江市風景づくり基本計画を策定し、市民が取り組む共通のルールとして東近江市風景づくり条例を制定している。

伊庭内湖に接する伊庭町には、伊庭川から引いた水路が縦横に巡り、各家には水路につながるカワトが残り、船板を利用した建築物が見られる等、水郷集落の面影を残す景観が維持され、景観形成重点地区に指定されている。

東近江市景観計画では、伊庭のより良い風景づくりを推進するとともに、水と人びとの営みが密接に関わって形成されてきた景観の価値を正しく評価し、地域の財産として未来に保全及び継承していく取組を推進するものとしている。

○第 2 次東近江市環境基本計画

第 2 次東近江市環境基本計画は、本市の豊かな自然と人々の営みを有機的につなぎ、「市民が豊かさを感じる循環共生型の社会」の実現を目指すために策定した計画である。自然資本をベースにした「地域資源」を守り、つなぎ、活用することを基本方針としており、景観に関わる具体的な取組が記されている。

基本方針 1 地域資源の活用

基本施策 1-2 森里川湖を育てる持続可能な農林水産業の振興

- ・農林水産業による森里川湖の活用
- ・環境付加価値のあるものづくり

基本方針 2 地域資源の再評価、保全・再生

基本施策 2-1 森里川湖の保全・再生

- ・良好な環境を保つ秩序ある土地利用の維持
- ・良好な景観の保全
- ・歴史文化資本の適正管理とその活用

基本施策 2-3 森里川湖のつながりの再生

- ・地域の自然環境保全活動の推進

基本方針 3 地域資源をつなぐ仕組みづくり

基本施策 3-3 次世代育成

- ・人材育成
- ・環境教育、学習の推進

○東近江市観光戦略

東近江市観光戦略は、本市の豊かな自然や奥深い歴史や文化を地域資源と捉え、それらをつなぎ・磨き上げることで誘客を図り、あわせて知名度の向上と質の高い観光産業の創出、地域活性化を図るとしている。

戦略の柱の一つに「地域資源の磨き上げ」を掲げ、その中の「森里川湖の原風景を未来につなぐエコツーリズムの推進」「観光コンテンツの造成」で伊庭内湖と伊庭の水辺景観が地域資源として位置づけられている。

戦略の柱 (1) 地域資源の磨き上げ

主要施策 ア 森里川湖の原風景を未来につなぐエコツーリズムの推進

取組項目 エコツーリズムの推進

主要施策 イ 観光コンテンツの造成

取組項目 近江商人や聖徳太子などの観光資源と食の連携

第2章 重要文化的景観「伊庭内湖の農村景観」の価値と保存活用計画の概要

1 「伊庭内湖の農村景観」の価値

琵琶湖岸に多く見られた潟湖^{せきこ}である内湖では、戦中・戦後に水田化が進められた。伊庭内湖は、かつて最大であった内湖の一部である。「伊庭内湖の農村景観」は、湖東平野中央部に位置し、伊庭内湖、微高地上に形成された集落、その周辺の水田、^{きぬがさやま}織山の一峰である伊庭山からなり、集落には織山の湧水を源流とし、伊庭内湖に注ぐ伊庭川が流れる。

平安時代後期に荘園とされた当地は、近世には陣屋が置かれ、領地経営の拠点であるとともに、港湾と湖岸沿いの街道を枝郷に有する水陸交通の結節点であったため、農村でありながらも人家や社寺が集積した。この頃には伊庭川を集落内に引き込んだ水路を発達させており、明治初期には農業用の小舟の所有率が1戸1艘^{そう}に上り、昭和初期には宅地の9割以上が水路に面していた。

水路の水は灌漑^{かんがい}のほか、魚の畜養や中水に用いられた。敷地には、舟が主な交通手段だった頃に農作業の利便性向上のために設けられた、水路に面した畑と作業小屋が今に残る。また、水路の石垣直上に建てられた「岸建ち」と呼ばれる建物も特徴である。さらに、豊作を祈る伊庭祭りは、神輿が伊庭山から集落を経て伊庭内湖まで巡行し、地域の文化と紐帯を継承する機会となっている。

「伊庭内湖の農村景観」は、琵琶湖の内湖岸において、集落内に水路を発達させ、豊かな水を農業や漁業のほか、暮らしの中で多面的に利用することで発展してきた農村の在り方を伝える文化的景観である。

以下、保存活用計画における景観単位ごとの特性を確認する。

(1) 景観単位の区分

伊庭集落は、湖東平野の西部の琵琶湖岸に位置し、集落の東側に織山を擁する。織山麓の湧水を集めた瓜生川から分かれた伊庭川は、集落の中心を流れ、集落内の水路を巡った後、周辺の水田を潤し伊庭内湖へと流れ込む。

伊庭集落と集落を取り巻く文化的景観を、①地形、植生等の自然、②土地利用の歴史、③地域の生活又は生業による土地利用からその特徴を観察すると、まとまりのある景観地の区域として、以下の3つの景観単位に分けることができる。

ア 山林区域

伊庭川の源である湧水が湧き出るのは織山山麓である。織山は湖東流紋岩の岩塊からなり、古来安土城をはじめとして近隣の城郭や集落で石材が利用されてきた。

織山の一峰、伊庭山の山頂近く^{さんぼうさん}の織峰三神社、山麓の坂ノ下^{ぼうち}の遥拝所や望湖神社は、伊庭祭の最も重要な行事「坂下し」の舞台である。望湖神社に隣接して柳瀬観音が鎮座し、そこからやや北の瓜生川沿いには岩神が祀られ、勧請^{かんじよう}吊りが掛けられる。

このように、伊庭集落にとって伊庭山を含む山林区域は、集落を守る神域であり、集落の生活に無くてはならなかった石材、水の供給源である。

イ 集落区域

伊庭集落は、日常の生活や生業である農業が営まれる舞台である。集落内には大濱神社が鎮座し、真宗本願寺派の寺院が5箇寺（現在4箇寺）、仏光寺派が1箇寺、浄土宗1箇寺が所在する。さらに「在地」が祀る村堂や小祠、地蔵堂、「同年」の寄進した石橋や石造品が所在し、ここでは日常の中で生活と信仰が一体となって引き継がれている。

また、集落の中央には伊庭川が東西に流れ、そこから分岐した水路が集落内を巡り、集落周辺の水田を潤し、伊庭内湖へと流れ込む。

集落区域は山林区域と内湖区域の間に位置し、伊庭の生活・生業の舞台として、伊庭の文化的景観を捉える中で最も重要な区域である。

ウ 内湖区域

伊庭内湖周辺にはヨシ原が広がり、ヨシ葺き屋根の材料として利用されてきた。内湖の自然に人々が適度に関わってきた結果、伊庭内湖の環境は良好に維持され、希少な魚類や鳥類の生息地として保全されてきた。また、かつては内湖畔の御旅所まで船渡御が行われ、日常生活では農地に行くのに伊庭内湖が使われ、田畑の肥料となる藻土の採取や「オカズの魚捕り」も伊庭内湖で行われた。

内湖区域は、伊庭集落の景観の基礎となる自然環境を担保し、また、信仰や生活、生業とも密接に関わる区域であり、山林区域と共に集落区域を支える、伊庭の文化的景観にとって重要な区域である。

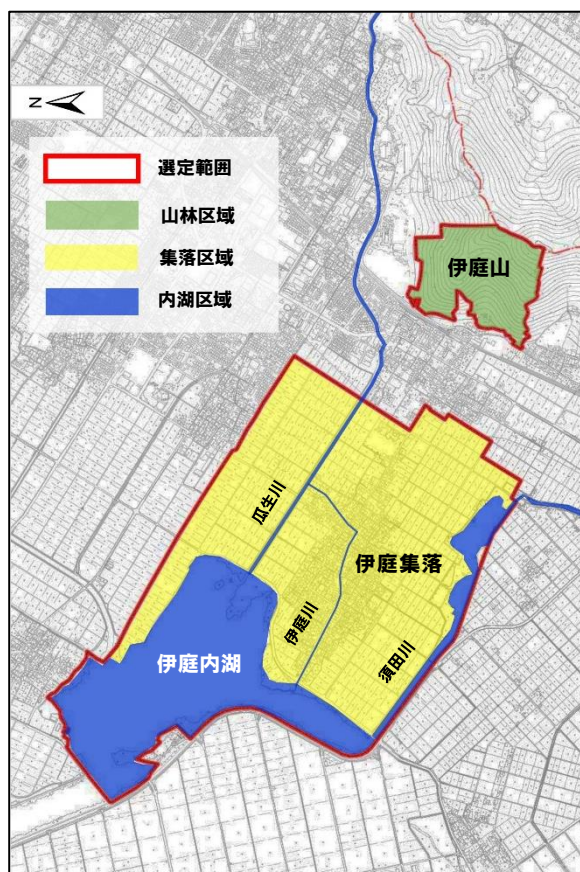


図2 「伊庭内湖の農村景観」の範囲と景観区分

2 保存活用計画の概要

保存活用計画では、「伊庭内湖の農村景観」の現況をはじめ、本質的価値や課題、保存方針等を記している。ここでは、整備と活用に関わる「全体にわたる保護の基本方針」「整備の方針」「活用の方針」を確認する。

(1) 全体にわたる保護の基本方針

ア 水路に区画された土地利用の保存・継承

集落内は、中心を伊庭川が流れ、伊庭川から路地のように石積み水路が張り巡らされている。水路に区画された土地を有効利用するため、水路の石積みから直接屋敷が建ち上がる「岸建ち」が見られる。

それぞれの敷地は、「屋敷－屋敷畑－水路」という関係性が見られ、水路と敷地の接点としてカワトがある。また、カワトに接してイケスが設えられる家もある。

昭和50年代に始まった土地改良事業や農村総合整備モデル事業等により、多くの水路が埋め立てられ、田舟は自動車に置き換えられたが、敷地内配置の関係性は屋敷と屋敷畑が入れ替えられる等の変更はありつつも、多くは今も良好に引き継がれている。屋敷畑に植えられていた有用樹（カキ、サンショウ等）は屋敷と屋敷畑が入れ替わっても伐採されず残され、敷地利用の履歴を今に伝える。

このように、「伊庭川及び水路」「カワト・イケス」「石積み」「岸建ち」「有用樹」等の要素が水路に囲まれた敷地内での土地利用とその変遷を伝える。これらは、水路が生活・生業の中心にあった時代から現代までの変遷を知る上で欠くことのできない要素として、それらが有効に機能していた昭和50年代の土地改良事業及び農村総合整備モデル事業実施以前から残る景観を中心に保存し、継承していくことを目指す。

イ 集落の営みを支え、集落の結束を維持してきた宗教組織とその現れとしての寺社祠堂、石造物の保存、継承

伊庭祭の「坂下し」は、大濱神社、望湖神社、^{ぼうこ}繖峰三神社の合同祭祀で、それぞれの氏子が結束し、伊庭山山頂の繖峰三神社から神輿を引きずり下ろす。急峻な絶壁や大岩等の難路を、命がけで引き下ろす危険な神事を執り行うに当たり、集落中が^{しょうじん}精進して祭りに結束する。集落中が関わる祭りの舞台であり、伊庭集落の精神的拠り所であるこれらの神社は、重要な要素であり保存し継承する。

また、伊庭集落内には7つもの寺院（現在6寺院）がある。これら寺院の檀門信徒は、特定の地区に偏ることはなく、集落内に散在している。こうした檀門信徒の在り方は、伊庭集落が経てきた複雑な寺院の歴史的変遷の一端を示していると考えられる。また、伊庭集落の真宗寺院には墓がないというのも景観上の特徴である。

さらに、集落内には、上記寺社以外にも村堂や祠堂等が点在し、それぞれ特定の家が奉仕している。奉仕する家も、特定の地区に偏らず、集落内に広く散在している。

このように氏子、壇門信徒、在地等の集団は、複雑に、相互に関係性を持ちながら、大規模な集落の維持・運営に役立ってきた。さらに、「同年」等の年齢階層集団もあり、人生の節目ごとに石灯籠や橋梁等を寄進してきた。これらの石造物等についても、伊庭の様々な組織の在り方をあらわす要素として維持し、保存、継承に努めるものとする。

ウ 生活環境・自然環境の保全

暮らしと食文化を支えた「伊庭内湖」、信仰の拠り所である「伊庭山」、集落内を流れる「伊庭川」とそこから集落中に張り巡らされた「水路」等、集落を取り巻く自然環境は、今も信仰の「場」であり、「オカズの魚捕り」で食料を得る「漁場」であり、かつ、蛍が飛び交う等、人々の「憩いの場」でもある。集落を取り囲む水田や畑は生業の舞台であり、人々が関わって形づくられた環境である。これらの環境を保存し、後世に引き継いでいくことは、地域の暮らしぶりを維持し、継承していく上でも重要であり、保存、継承に努めるものとする。

エ 新たな住民活動による地域資源の活用と景観保全の支援

平成27年度に「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産の認定を受け、伊庭集落はその構成文化財に選ばれた。このことにより、住民の間で「景観は地域を豊かにする資源である」との認識が生まれた。

行政は、将来にわたってより良い景観を引き継いでいくため、「伊庭内湖を守る会」や「湖辺の郷伊庭景観保存会」等が行う住民活動を支援し、景観を保存・継承していくという意識の醸成を図る。

オ 運営体制の整備

上記の各種方針の実現に向け、地域住民（伊庭町民）、市民（伊庭町以外の人々や団体）、行政関係者（国・県・市）、有識者等が一体となって取り組む体制を整備する。

(2) 整備の方針

ア 整備に関する基本的な考え方

「伊庭内湖の農村景観」を後世に永く継承していくため、その構成要素の価値の喪失防止と継続可能な環境づくりを推進し、重要な構成要素の適切な修理、修景等による整備を行う。

- ・ 重要な構成要素は、現状維持を基本とする。
- ・ 地域の活性化に結びつく活用に取り組めるよう、景観の使い勝手にも配慮した整備を行う。
- ・ 地域内外の住民が主体的に関わる整備とする。
- ・ 復元も含め、来訪者が地域の歴史、自然、生活・生業に関して総合的に学べるような

ガイドダンス等を整備、充実させる。

- ・地域で設立されている景観ガイディング、景観マネジメント組織が積極的に関わり、住民が主体的に関わった景観の保全と活用の理念を反映した整備とする。
- ・整備関係事業については、文化庁の文化的景観保護推進事業をはじめ、環境部局や都市整備部局等の補助事業を効率的に活用し、積極的に修理、修景を実施することで良好な景観及び環境を保存・継承することを目指す。

イ 地区別の整備の方針

山林区域の整備の方針

山林区域の^{きぬがさやま} 縵山 全域は琵琶湖国定公園の区域に属し、自然公園法で開発が制限されている。また、縵峰三神社及び望湖神社、柳瀬観音、岩神（^{いわくら}磐座）の神域として、伊庭集落の信仰にかかる重要な構成要素である。

山林の整備については、**現状維持を基本とし、必要最小限の整備にとどめる**【山林整備方針1】こととする。当該区域内は民間の環境保全団体等によって自主的に維持管理が行われている箇所もあり、これらの**団体の協力も得ながら環境の保全に努め、環境学習、世代間交流の場としても活用を目指す**【山林整備方針2】。

山林区域は、伊庭祭の「坂下し」の舞台でもある。「坂下し」の経路については、維持を基本として必要最小限の整備にとどめ、良好な自然環境を損なわないよう努める。区域内の社寺等の建造物や記念物、構造物については現状維持に努め、整備に際しては、指定文化財に準じた取扱いとし、文化財的価値を損なわない修理を行う。

集落区域の整備の方針

集落内の水路については、現在も石積みやカワトが良好に保存され、将来に継承していくという住民の意識が見られる。一方で管理に対する経済的な負担や除草等の労働に対する負担等から、コンクリート等の現代工法による法面に置き換えられる例も現れ始めている。将来にわたって良好な伊庭川や水路の景観を維持・継承していくためには、石積みやカワトの景観上の価値、環境面での有用性を地域住民に周知、再確認し、「石積みで保存していく」という意識を啓発していく【集落整備方針1】必要がある。

しかし、近年世代交代や生活様式の変化に伴い、石積みに対する意識も変化が見られる。これまでは「石垣屋敷持ち」という、敷地の所有者が敷地に面した石積みの維持に責任を持つ仕組みが機能してきたが、今後は地域全体で石積みを維持・管理していけるよう、大学等の研究機関や民間団体等と協力し、保存・整備の仕組みの構築に努める【集落整備方針2】。

また、集落内の敷地利用について、かつてはほとんどの家屋が水路に面し、「屋敷一屋敷畑一水路（カワト）」という関係性が伊庭の景観を形づくってきた。運搬・移動の手段が田舟から自動車へと変化し、水路が埋められたり狭められたりしたが、その関係性は現在においても農業を営む上で引き継がれている。

整備においても、この土地利用の関係性をできる限り保存・継承する【集落整備方針3】ことを念頭に、生業である農業の利便性に配慮した整備を実施する【集落整備方針4】。

社寺については、運営組織である氏子や門徒、檀家、在地等が継承されており、これらの組織が今後も活動を継承できるよう、景観にかかる建築物や記念物(※)の維持・管理に支援を行う【集落整備方針5】とともに、これらに関わる年中行事、宗教行事等も併せて保存、継承できるよう努める【集落整備方針6】。

集落を取り囲む農地については、集落の生業の舞台であり、集落と一体となって伊庭の文化的景観を形づくっている。今後も良好な農村景観を維持していくため、営農組合等を中心とした農業経営を維持し、内湖につながる良好な自然環境の下で、農産物やその加工品等の開発とブランド化に取り組み、景観と関連付けた生業の継承に努める【集落整備方針7】ものとする。

(※保存活用計画及び本計画でいう「記念物」とは集落の様々な組織（同年や在地等）により制作もしくは寄進された石造灯籠等の有形物及び橋等の構造物を指す。一般的な文化財類型の記念物（遺跡、名勝、動物、植物、鉱物）を指すものではない。)

内湖区域の整備の方針

内湖区域については、琵琶湖国定公園に属し、自然公園法で開発が制限されている。伊庭内湖の自然環境は辺縁部のヨシ原や内湖の特徴である遠浅な水深等の特質が組み合わさって維持されている。

また、伊庭内湖の自然を守る会や伊庭の里湖づくり協議会等、地域内外の住民を含めた民間団体や企業、行政も関わり、良好な自然環境を保全するため、ヨシ刈り等の作業も継続的に続けられている。今後も**地域や民間団体、企業の協力を得ながら環境の保全に努める【内湖整備方針1】**とともに、開発により景観が損なわれないよう努める。須田川沿いや伊庭内湖周辺の護岸もすべてコンクリート護岸とせず、内側に土壌面を残したことでヨシ原が保存され、希少な生物の生息、繁殖に寄与している。**河川及び内湖沿岸の整備に当たっては現状を維持し、自然環境の保全を最優先【内湖整備方針2】**し、安易にコンクリート護岸等の工作物に置き換えることはしない。また、**浚渫等の工事は、伊庭内湖の自然環境と景観に影響を与えない範囲にとどめる【内湖整備方針3】**。

公園区域内では、自然環境と景観に配慮し、現状維持を基本に施設の増改築や新築は行わない。既存施設については、老朽化に伴う更新に際して景観にふさわしいものに修理、修景していく。

伊庭内湖に生息する特定外来生物については、ホンモロコやニゴロブナ等の琵琶湖固有種や希少鳥類等の生息に悪影響を及ぼす恐れがあるため、**環境関係団体や行政の環境部局と協働で在来生物に好ましい環境を確保【内湖整備方針4】**できるよう対策に取り組む。

(3) 活用の方針

ア 活用に関する基本的な考え方

伊庭では、歴史、自然、生活、生業等の諸要素の中に、文化的景観の本質的価値を構成する各時代の有形、無形の多様な構成要素が存在しており、これらが有機的に関連しながら現在の景観を形づくっている。活用にあたっては、これらの構成要素とその有機的な関連性を維持しつつ、景観を継承していことを目指す。

- ・ 文化的景観の本質的価値を住民が理解し、地域で活用することを目標とする。
- ・ 住民が主体的に活用し、地域内外の人々の交流を通して地域の活性化を目指す。
- ・ 来訪者にとって歴史、自然、生活・生業に関する総合的な学びの場となるよう活用する。
- ・ 住民が地域の景観に誇りを感じ、自主的に景観を継承していくことができるようになることを目指す。
- ・ 地域で設立に取り組んでいる景観ガイディングと景観マネジメントを目的とした組織が積極的にに関わり、住民が主体的に関わる景観の保全と活用の取組を目指す。

イ 地区別の活用の方針

山林区域の活用の方針

山林区域の^{きぬがさやま} 織山 全域は、琵琶湖国定公園に属し、概ね良好な自然環境が維持されている。また、伊庭山は神域で、伊庭祭における「坂下し」の舞台であり、集落の信仰にまつ^{さんぼうさん} 織峰三神社や^{ぼうこ} 望湖神社等の宗教施設も所在する。

活用については、この良好な自然環境を維持し、将来に継承することを目指し、**環境学習や自然観察等を通して学びと交流の場とする【山林活用方針1】**。

また、柳瀬観音、岩神等その他の信仰関連施設も点在することから、これらの**歴史や文化を広く知らしめ、地域住民の継承の意欲につなげ、行事の継承や後継者育成につなげる【山林活用方針1】**。

集落区域の活用の方針

集落内は水路の石積みやカワト、イセスが良好に保存され、観光資源として非常に評価が高い。カワトやイセスは現代生活の中でも利用されており、伊庭の暮らしぶりを表す重要な構成要素である。将来にわたって良好な伊庭川や水路の景観と川を活用する地域文化を継承するためには、水路やカワト、イセスの積極的な利活用【集落活用方針1】が必要である。「オオカワザラエ」等の地域行事を継承し、河川・水路の価値を啓発する【集落活用方針2】活動を引き続き実施していく。

また、集落内の敷地利用について、多くの屋敷が水路に面しており、「屋敷－屋敷畑－水路(カワト)」という関係性が今も残っている。この土地利用の関係性が伊庭の特性であることを地域住民が理解し、継承できるよう啓発【集落活用方針3】に取り組む。

社寺については、特筆すべきは妙楽寺を中心とする境内景観がある。妙楽寺と門内4箇所の寺院景観は伊庭集落を代表する景観であり、このことを周知するとともに、観光資源として活用する【集落活用方針4】。また、集落内の社寺や村堂・小祠は、それぞれの「在地」や「講」の活動の中心であり、ここで勧請^{かんじようづ}吊りが作製される場になる等の集落景観が生み出される場にもなっている。これらの活動を継承していくため、可能な範囲で観光資源としての活用【集落活用方針5】を検討する。その他の年中行事、宗教行事等についても継承していけるよう、可能な範囲で観光資源として活用する【集落活用方針6】。

伊庭集落は、平成27年4月に日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」の構成文化財に認定されている。また集落の中心である謹節館前には伊庭城跡や伊庭出身ともされる宗祇法師の歌碑等、集落の歴史を示す石碑等もあり、集落の歴史や文化と共に暮らしぶりである文化的景観を観光振興に活用【集落活用方針7】しようと、地域の有志が積極的に取り組まれている。こうした取組を支援し、景観の価値の理解と地域資源としての活用に向けての取組を支援する【集落活用方針8】。

集落を取り囲む農地については、市街化調整区域であるため開発は制限されており、各種法律により集落と一体の良好な景観が守られている。集落の生業である農業が安定的に継承され、その結果良好な農村景観が将来にわたって保存できるよう、農家レストランの開設や特産品のブランド化等を進め、景観の保全と地域資源としての活用【集落活用方針9】が両立できるよう支援する。

内湖区域の活用の方針

内湖区域については、琵琶湖国定公園の区域に属し、良好な自然環境が保全されている。この環境保全には、地域住民に加え民間団体や企業も関わり、良好な関係が築かれている。具体的には、ヨシ刈りや特定外来生物の駆除も継続的に続けられている。今後も**地域や民間団体、企業、行政が協働で取組を継続し、環境学習や交流の場として活用【内湖活用方針1】**できるよう努める。

区域に隣接するカヌーランドについては、観光レクリエーション施設として管理され、市民の憩いの場として活用されている。園内にはガイドンス施設を兼ねた飲食、休憩施設が設置されている。これら**情報発信拠点として活用【内湖活用方針2】**し、積極的に景観の本質的価値を発信する。また、滋賀県域で取り組む自転車利用促進事業である「**ピワイチ**」の拠点として、また、内湖水面を利用したカヤックやカヌーによる**エコツアー等のフィールド**として、自然と一体となった**景観の活用【内湖活用方針3】**を検討する。

伊庭内湖や琵琶湖との関わりの中から、集落で継承されている**湖魚の食文化(漁法や調理法等)**を継承できるよう、**地域住民がかかわったメニューの開発や食材の提供【内湖活用方針4】**も検討していく。

3. 重要な構成要素及びその位置

保存調査で特定された構成要素のうち、形態・意匠等が独特又は典型的で、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持ち、文化的景観の本質的価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素が重要な構成要素である。「伊庭内湖の農村景観」は、重要文化的景観選定基準のうち、(5)ため池・水路・港等の水の利用に関する景観地、(8)垣根・屋敷林等の居住に関する景観地、これらが複合した景観地に該当しており、地域の自然、歴史、生業、信仰と深く結びついた文化を表象する景観である。

現在特定している重要な構成要素は、(1)水とのかかわりに関する要素、(2)信仰に関する要素、(3)集落内での暮らしに関する要素、のうちから、所有者の同意を得られたものである。詳細は以下の表と図に示すとおりである。特定に至っていないものについても更に調査し、所有者の理解を得られたものから計画的に追加していく。

表1 重要な構成要素一覧

管理番号	名称	対象	所有者・管理者	単体指定
1	水路	水路、石積み、カワト、イケス	東近江市・伊庭町	
2	伊庭川	流路、石積み、カワト、イケス	東近江市・伊庭町	
3-1	伊庭集落内市道橋梁 (正厳寺橋)	コンクリート橋梁、欄干	東近江市	
3-2	伊庭集落内市道橋梁 (陣屋橋)	コンクリート橋梁、欄干	東近江市	
3-3	伊庭集落内市道橋梁 (守国橋)	コンクリート橋梁、欄干	東近江市	
4	渡所橋	コンクリート橋梁、欄干	伊庭町	
5	大濱神社前勧請吊り	勧請吊り・支柱	仁王堂在地	県選択
6	正福寺勧請吊り	勧請吊り・支柱	高木観音在地	県選択
7	岩神勧請吊り	勧請吊り・支柱	岩神在地	県選択
8	河原崎家離れ	離れ、庭	個人	
9	中村家住宅	主屋・庭	個人	
10	川原崎家住宅	主屋・離れ・小屋・庭・屋敷畑・カワト	個人	
11	岡八商店	主屋・離れ・蔵・庭・カワト	個人	
12	備前家住宅	主屋・庭	個人	
13	山路家麻織物工場建物	工場建物	個人	
14	大濱神社	本殿・拝殿・幣殿・仁王堂・手水屋・社務所・石造物・社叢林・芝原の御旅所	大濱神社	仁王堂(県指定)
15	望湖神社	本殿・幣殿・拝殿・玉垣・手水屋・社務所・石造物・摂社	望湖神社	本殿(県指定) 石灯籠(市指定)
16	織峰三神社	本殿・拝殿・手水屋・稻荷社・石造物・坂ノ下の遥拝所	織峰三神社	
17	金刀比羅神社	社殿・社務所・常夜灯・鳥居	金刀比羅神社在地	
18	道祖神社	社殿・玉垣・石造品	仁王堂在地	
19	愛宕神社	社殿・覆屋・玉垣・石造品	大濱神社	
20	五位田神社	社殿・覆屋	五位田神社	
21	天満宮神社	社殿・覆屋・石灯籠	大濱神社	
22	百大夫神社	社殿・覆屋	百大夫神社	
23	白玉稻荷神社	社殿・覆屋・鳥居	白玉稻荷神社	
24	正一位多武大明神	社殿・鳥居・社叢林	望湖神社	
25	陣屋稻荷・守国大明神	社殿・覆屋・鳥居	陣屋稻荷	

26	正一位稻荷・折玉大明神	社殿・覆屋・鳥居・手水屋	薬師在地	
27	妙楽寺	本堂・書院・高祖聖人分骨堂・山門・鐘楼・手水屋・参道・太鼓楼	妙楽寺	
28	法光寺	本堂・智福蔵	法光寺	
29	浄福寺	本堂	浄福寺	
30	誓教寺	本堂	誓教寺	
31	正厳寺	本堂・書院・鐘楼・山門・石造品・門信徒会館	正厳寺	
32	妙金剛寺	本堂・鐘楼・山門・石碑	妙金剛寺	
33	薬師堂	堂宇・門	薬師在地	
34	正福寺	堂宇	高木観音在地	
35	文殊堂	社殿・覆屋・石造品	中村堂在地	
36	柳瀬観音	社殿・玉垣・石造品	柳瀬観音在地	
37	南無厄除延命地蔵	石造品	薬師堂在地	
38	南無地蔵尊堂	堂宇・石造品	妙金剛寺	
39	乳房地蔵大菩薩	堂宇・石造品	乳房地蔵大菩薩講中	
40	帯解地蔵	堂宇・石造品	帯解地蔵講中	
41	岩神	自然石・石造品	岩神在地	
42	謹節館	建造物	伊庭町	
43	卯の時祭の船乗り場	石造品	伊庭町	
44	伊庭山	山林	農林水産省・個人・法人	
45	一級河川瓜生川	堤防・水門	滋賀県	
46	一級河川須田川	堤防・ヨシ原	滋賀県	
47	伊庭内湖 (一級河川大同川)	内湖・郷頭野の御旅所・ヨシ原	滋賀県	
48	伊庭桃	樹木	個人	
49	伊庭桃	樹木	個人	
50	了念上人現身往生の松	樹木、石碑	妙楽寺	

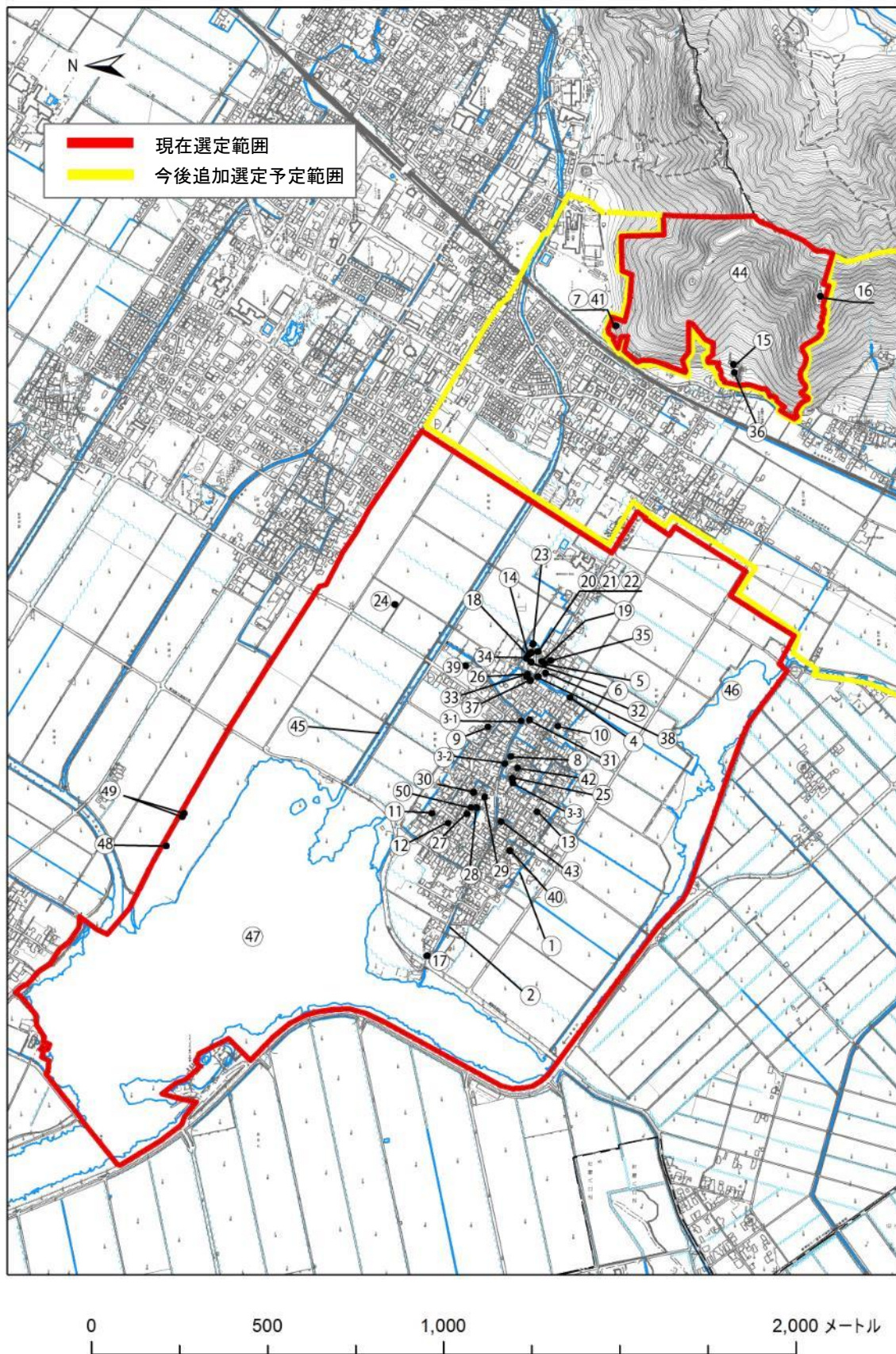


図3 「伊庭内湖の農村景観」における重要な構成要素配置

第3章 整備活用の現状と課題

1 整備活用の現状を考える基礎情報

(1) 人口推移

重要文化的景観選定時（平成30年）1,084人だった伊庭の総人口は、5年経った令和6年には100人減って984人になっている。年齢構成別では、年少人口107人（9人増）、生産年齢人口520人（106人減）、老年人口348人（3人減）となっている。一方、市全体の総人口は114,604人から112,064人に減り、年齢構成別では、年少人口1,836人減、生産年齢人口2,206人減、老年人口1,502人増となっている。

伊庭・東近江市とも総人口が減少する中、老年人口の割合が増加しており、確実に高齢化が進んでいることが読み取れる。しかし、わずかではあるが、伊庭では年少人口が増加している。これは、進学や就職等によって転出したものが結婚・出産を機に伊庭に戻り、新居を建てたり多世帯住宅に建て替えながら子育てを行っていること等が要因に挙げられる。その背景には、幼いうちから地元行事に参加する事で地域との関わりが生まれ、「伊庭で住みたい」という意識があるためと考えられる。

しかし、祭りや伝統行事を担う世代（生産年齢人口）の減少や若年層の地域行事への関心低下等、今後の行事のあり方や自治会運営についても少しずつ影響が現れている。

自治会に対するヒアリングからは、独居世帯が増加しているとともに空き家の増加も問題となっていることが把握できた。人口減少と年齢構成の推移については、伊庭に内在する問題として継続的に注視していく必要がある。

表2 伊庭町・東近江市の人口推移

		平成30年	令和6年	増減
総人口	東近江市	114,604人	112,064人	2,540人減
	伊庭町	1,084人	984人	100人減
年少人口 (0～15歳未満)	東近江市	16,196人(14%)	14,360人(13%)	1,836人減(1%減)
	伊庭町	107人(10%)	116人(12%)	9人増(2%増)
生産年齢人口 (15歳～65歳未満)	東近江市	69,239人(60%)	67,033人(60%)	2,206人減(±0%)
	伊庭町	626人(58%)	520人(53%)	106人減(5%減)
老年人口 (65歳以上)	東近江市	29,169人(25%)	30,671人(27%)	1,502人増(2%増)
	伊庭町	351人(32%)	348人(35%)	3人減(3%増)

(2) 整備の実績

重要文化的景観選定以降、本市では令和元年から重要な構成要素の保存修理を実施している。令和元年度（平成 31 年度）には 6 件、令和 2 年度は 6 件、令和 3 年度は 7 件、令和 4 年度は 3 件、令和 5 年度は 2 件を実施している。主だったものとして、妙楽寺鐘樓の建て直し（令和元年度）、正厳寺門信徒会館の屋根修理（令和 2 年度）、山路家麻織物工場修理（令和 2 年度）、金刀比羅神社常夜灯修理（令和 3 年度）、望湖神社幣殿屋根修理（令和 5 年度）等が挙げられる。



写真 1 正厳寺門信徒会館修理前



修理後



写真 2 望湖神社幣殿修理前



修理後

(3) 活用の実績

集落東部に所在する薬師堂では、令和元年度と令和 3 年度に、縁板張替工事と外壁漆喰壁修理を行っている。薬師堂では 12 年ごとに御開帳が行われており、2 度の改修によって多くの人びとが安全に参拝することができた。

また、山路家麻織物工場建物は、屋根及び外壁が経年劣化で雨漏り等を起こしていたため、令和 2 年度に修繕を行い、現在は大濱神社仁王堂の葺き替え用のヨシの貯蔵庫として活用されている。



写真 3 薬師堂御開帳での読経

(4) 本計画の関係団体

伊庭には、自治会をはじめ環境に関わる諸団体や、講や在地等の信仰・地縁組織が数多く存在する。本計画を実施するに当たり、事業パートナーとなり得る団体とその取組内容を以下に示す。

表3 伊庭で活動する団体

	団体名	概要
1	伊庭町自治会 (環境美化推進委員会)	ムラ(集落全体)の行政機関として自治会がある。自治会の中で特に環境に関わるのが環境美化推進委員会である。
2	伊庭水郷美化保全会	平成15年設立。謹節館前の米蔵カワトの修理事業をきっかけに結成。圃場整備事業開始時、集落内の水路保全運動を指導した正厳寺福嶋崇雄住職を会長とし、伊庭川及び水路の美化(プランターの設置、河川内のアヤメ、カキツバタ栽培等)の活動を行う。主に川筋ボランティア活動等
3	伊庭内湖の自然を守る会	伊庭内湖を愛し、その自然環境を守ろうとする有志が集まり平成17年に設立。会員数40人。清掃活動、外来魚や外来有害植物の駆除、ヨシ刈り、ヨシ焼き作業、また、会員の研修や一般の方々に伊庭内湖の自然を知ってもらうべく、啓発活動も実施している。環境改善事業を進めていくために、地域や他ボランティア団体、企業との連携等を進めている。
4	伊庭町環境保全の会	平成19年設立。自治会、地域の農業者をはじめ様々な人や団体が参加。主な活動は、生態系保全活動(水田魚道設置、生物生息環境向上施設の設置)、水質保全活動(水守当番、水質調査、木炭浄化水路の設置)、景観形成(園児とコスモス園、小学生生き物調査)、鯉ゾーン・ホタルゾーンの管理、スクリーンの藻上げ等
5	伊庭の里湖づくり協議会	平成21年設立。伊庭内湖の豊かな自然を取り戻し、東近江市の財産を次代に贈るため、地域・市民等が連携することで、「元気な東近江地域づくりにつなげる活動を実施
6	湖辺の郷伊庭景観保存会	平成30年設立。歴史サークル「伊庭庄の歴史を語る会」を中心とした有志により、日本遺産及び重要文化的景観選定地区である伊庭の景観を保存・伝承するために、住民で考え活動し、地域の諸団体と共同して伊庭を活性化させるまちづくりを推進していくこと目的としている。下記項目を主な活動とし、有償観光ガイド、集落内の商店で販売している特産品の受注発送支援、特産品の開発、水路を中心とした環境美化及び整備、集落の特産品であった固有種「伊庭桃」の復活、集落内に所在する小学校に出向いて伊庭集落の暮らしに関する出前授業等の実施に取り組んでいる。 (1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 観光の推進を図る活動～ただし、観光地化にはしない～ (3) 環境の保全を図る活動 (4) 経済活動の活性化を図る活動 (5) 子供の健全育成を図る活動(規約第3条(活動))
7	信仰組織(神社)	役(年長、氏子総代、保護役、中老、取締、若衆、前髪、太鼓叩き、正位童)
8	信仰組織(寺)	門徒・信徒・檀家
9	在地	仁王堂在地、五位田在地、天満宮在地、百大夫在地、高木観音在地、中村堂在地、柳瀬在地、岩神在地、雨谷在地、金刀毘羅神社在地、毘沙門在地、薬師在地・折玉稻荷講、白玉稻荷、陣屋稻荷
10	年齢階層組織	同年(生まれ年が同じ男子で組織される。近年は学年で組織される。)
11	講	地蔵講等
12	門内連絡協議会	門内の4箇寺で運営される協議会。夏の子ども向け流しそうめんと除夜の鐘、年越しそばの提供等のイベントを行う。
13	農事組合法人水郷の郷伊庭	農事組合法人として平成26年に設立。魅力ある集落営農を目指すとともに、小学校での田植え体験や稲刈り指導を行っている。

2 整備の現状と課題

保存活用計画に示された、山林、集落、内湖の整備方針に、景観単位全体にわたる「3つの区域のつながり」を加え、現状と課題をまとめた。

保存計画：山林 整備方針 1	現状維持を基本とし、必要最小限の整備にとどめる。
(現状)・山腹の^{さんぼうさん}繖峰三神社及び摂社稲荷社等は、建物の老朽化が進んでいる。 ・山道については大雨による洗掘や土砂流出が問題となっている。 (課題)・き損が進む要素への対応	

保存計画：山林 整備方針 2	団体の協力を得ながら環境の保全整備に努め、環境学習、世代間交流の場としての活用を目指す。
(現状)・繖峰三神社の氏子総代等の役員が伊庭祭の経路の管理を行っているがその他に活動がなく、また、整備、学習等の取組も進んでいない。 (課題)・学習の場としての環境整備 ・整備をきっかけとした「伊庭内湖の農村景観」への関わりの創出	

保存計画：集落 整備方針 1	「石積みで保存していく」という意識を啓発していく。
(現状)・水路は、かつて子どもの遊び場や防火用水として用いられる等、暮らしの中での多様な利用がなされていたが、現在は失われつつある。 ・地籍調査後、一部の水路法面(石積み)の管理が個人から自治会へと移り、自治会の負担が増大する一方、各戸の関わりが薄れている。 (課題)・多面的な機能の再発見とその回復 ・整備をきっかけとした「伊庭内湖の農村景観」への関わりの創出	

保存計画：集落 整備方針 2	地域全体で石積みを維持・管理していけるよう、保存、整備の仕組みの構築に努める。
(現状)・水路は、石積みに緩みや膨らみが見られる箇所その他、河川改修や埋立、土砂堆積等により、石積みが失われたり、埋没している箇所がある。 (課題)・き損したり、失われた水路への対応 ・修理修景基準の策定と運用	

保存計画： 集落 整備方針 3	土地利用の関係性をできる限り保存・継承する。
(現状)・集落内には「主屋－屋敷畑－水路」というそれぞれが密接に関係する敷地内の土地利用が見られたが、農業形態の変化に伴い、屋敷畑に住宅や倉庫等が建てられ、その価値が理解されぬまま失われつつある。 ・屋敷畑の水路沿いに植えられた柿、山椒等の有用樹は、屋敷畑が失われた後も残されることが多く、敷地利用の変遷を伝える。 (課題)・屋敷畑本来の機能や役割を学ぶ場としての環境整備	

保存計画： 集落 整備方針 4	生業である農業の利便性に配慮した整備を実施する。
(現状)・集落周辺の農地は、土地改良事業によって水路や内湖とのつながりが途切れ、生物の生育環境が変化した。 ・農地が集約化に伴う農業機械の大型化によって、農業倉庫も大型化し、景観に影響を与えている。 (課題)・景観・環境に影響のある農地・農業施設の整備への対応	

保存計画： 集落 整備方針 5	建造物や記念物の維持管理に支援を行う。
(現状)・重要な構成要素の修理については、選定後順調に進んでいるが、き損が拡大してから修理の要望が挙げられる場合も見受けられる。 ・謹節館や寺院等は、コミュニティや防災の拠点として役割を果たしてきた歴史があり、この機能の強化が望まれている。 (課題)・き損が進む要素への対応 ・多面的な機能の再発見とその回復	

保存計画： 集落 整備方針 6	建造物や記念物にかかる年中行事、宗教行事等も併せて保存・継承できるよう努める。
(現状)・重要な構成要素の多くは、祭礼や行事等が行われる場となっており、活動を継続しやすい環境が求められる。 (課題)・伝統行事等の支援となる環境整備	

保存計画： 集落 整備方針 7	農産物や加工品等の開発とブランド化に取り組み、景観と関連付けた生業の継承に努める。
(現状)・集落内には「伊庭水郷米」や、かつての特産品「伊庭桃」等のブランドがあるが、集落外への流通等には至っていない。 (課題)・「伊庭内湖の農村景観」を付加価値とした農作物の認知度向上	

保存計画： 内湖 整備方針 1	地域や民間団体、企業の協力を得ながら環境保全の保全に努める。
(現状)・「伊庭内湖の自然を守る会」や「伊庭の里湖づくり協議会」、企業等が協働で行うヨシ刈りや自治会が中心で行うヨシ焼きには、年齢を問わず集落内外の多くの人びとが参加し、イベントとして定着している。 ・刈り取ったヨシは、自治会と「伊庭内湖の自然を守る会」等により、大濱神社仁王堂の屋根葺替に利用しようとする動きがある。 (課題)・学習の場としての環境整備 ・整備をきっかけとした「伊庭内湖の農村景観」への関わりの創出	

保存計画： 内湖 整備方針 2	河川及び内湖沿岸の整備に当たっては現状を維持し、自然環境の保全を最優先とする。
(現状)・土壌面を残したことでヨシ原が保存され、希少な生物の生息、繁殖に寄与している。 (課題)・整備を通した内湖の環境と景観の向上	

保存計画： 内湖 整備方針 3	しゅんせつ 浚渫等の工事は、伊庭内湖の自然環境と景観に影響を与えない範囲にとどめる。
(現状)・希少種の生息が確認される等、良好な自然環境が維持されているが、水流の減少と流入土砂による湖底の上昇により、航行への障害や水草の異常繁茂、これに伴う悪臭、虫の大量発生、水質汚濁等の環境悪化が問題となっている。 (課題)・整備を通した内湖の環境と景観の向上 ・整備をきっかけとした「伊庭内湖の農村景観」への関わりの創出	

保存計画：内湖
整備方針 4

環境関係団体や行政の環境部局と協働で在来生物に好ましい環境を確保する。

- (現状)・絶滅危惧種や希少種の鳥類が確認されており、野鳥愛護団体が観察会の開催や啓発活動を行っている。
- ・魚類については、琵琶湖の固有種が繁殖することが知られる。環境保全団体や県の環境部局が特定外来生物の駆除に努めているが、改善に至っていない。
- (課題)・整備を通じた内湖の環境と景観の向上
- ・整備をきっかけとした「伊庭内湖の農村景観」への関わりの創出

整備における「山林－集落－内湖」3つの区域のつながり

- (現状)・「伊庭内湖の農村景観」全体を繋ぎ、活用するための整備は未着手である。特に来訪者の利用に供するサイン等の現地での情報発信、ガイダンス施設やトイレ、休憩施設等の便益施設が極めて少ない状況にある。
- (課題)・「伊庭内湖の農村景観」全体に対する理解向上に資する現地での案内のための整備

3. 活用の現状と課題

保存活用計画に示された、山林、集落、内湖の活用方針に、景観単位全体にわたる「3つの区域のつながり」を加え、現状と課題をまとめた。

保存計画： 山林 活用方針 1	環境学習や自然観察等を通して学びと交流の場とする。
(現状)・河川や内湖で実施されている小学校の学習会や博物館の講座等の環境学習が山林区域では開催されていない。 (課題)・整備をきっかけとした学習と体験機会の創出	

保存計画： 山林 活用方針 2	歴史や文化を広く知らせ、行事の継承や後継者育成につなげる。
(現状)・伊庭祭を例外として、数戸から成る在地による行事は担い手不足である。 (課題)・現地での案内と連動した情報発信の充実 ・伝統行事等の継承支援	

保存計画： 集落 活用方針 1	水路やカワト、イケスを積極的に利活用する。
(現状)・カワト、イケスは現在も川や水路に面した敷地の住民が利用しているが、生活様式の変化を反映し、減少傾向にある。 ・カワトの中には鉄板やコンクリート、廃材等で作られたものもある。 (課題)・石積み整備をきっかけとしたカワト、イケスの改善 ・整備をきっかけとした学習と体験機会の創出	

保存計画： 集落 活用方針 2	「オオカワザラエ」等の地域行事を継承し、河川・水路の価値を啓発する。
(現状)・集落を挙げて毎年夏にオオカワザラエとコマイカワの清掃が行われ、その際に、織田信長の侵攻時、川原崎助右衛門が川の水を守った逸話が語り継がれているが、高齢世代が中心で、若い世代の参加が望まれる。 (課題)・現地での案内と連動した情報発信の充実 ・参加の入口となる活用イベントの実施	

保存計画： 集落 活用方針 3	「主屋－屋敷畑－水路（カワト）」というそれぞれが密接に関係する土地利用の関係性を地域住民が理解し、継承できるよう啓発に取り組む。
（現状）・集落内には、「主屋－屋敷畑－水路」というそれぞれが密接に関係する敷地内の土地利用が見られたが、農業形態の変化に伴い、屋敷畑に住宅や倉庫等が建てられ、その価値が理解されぬまま失われつつある。 （課題）・現地での案内と連動した情報発信の充実 ・屋敷畑についての学習と体験機会の創出	
保存計画： 集落 活用方針 4	門内 4 箇寺等の寺院景観を観光資源として活用する。
（現状）・門内 4 箇寺は寺ごとに別法人として運営され、また、各寺院の檀家の構成員の高齢化が進んでいる。 ・伊庭を代表する景観の一つでありながら、門内 4 箇寺を一体の景観としての情報発信・活用が行われていない。 （課題）・現地での案内と連動した情報発信の充実 ・観光と文化の継承の好循環の創出	
保存計画： 集落 活用方針 5	社寺や村堂・小祠、勧請^{かんじょう}吊り等の活動を継承していくため、可能な範囲で観光資源として活用する。
（現状）・活動を行う多くの団体は構成員が少なく、高齢化が進み、現在の活動を維持することが精一杯であり、観光活用に至っていない。 （課題）・現地での案内と連動した情報発信の充実 ・観光と文化の継承の好循環の創出	
保存計画： 集落 活用方針 6	年中行事、宗教行事等を継承していけるよう、可能な範囲で観光資源として活用する。
（現状）・伊庭祭を除き、年中行事や宗教行事は関係者だけの行事として執り行われ、来訪者受入れの経験がなく、体制や設備が未整備である。 （課題）・現地での案内と連動した情報発信の充実 ・観光と文化の継承の好循環の創出	

保存計画： 集落 活用方針 7	集落の歴史や文化と共に暮らしぶりである文化的景観を観光振興に活用する。
(現状)・生活習慣・伝統行事をはじめとした歴史文化を来訪者が見学する機会が限られている。生活空間に不特定多数が自由に入出入りする方法とは異なる観光の在り方の検討が求められている。 (課題)・現地での案内と連動した情報発信の充実 ・観光と文化の継承の好循環の創出	

保存計画： 集落 活用方針 8	景観の価値の理解と地域資源としての活用に向けた取組を支援する。
(現状)・自治会事務所を拠点とする景観保存会により、有償ガイド活動や特産品の販売等が行われており、これにより得られた資金をもとに、資料やオリジナルグッズ制作等の自主事業が実施されている。 ・景観保存会の後継者育成を目的に学習会「伊庭塾」を開催していたが、現在は休会中である。 (課題)・景観保存会の拠点確保と担い手育成のための学習会の再開	

保存計画： 集落 活用方針 9	農家レストランの開設や特産品のブランド化等を進め、景観の保全と地域資源としての活用を図る。
(現状)・集落周辺には水田が広がり、内湖の恵みを生かした農法等も今に残るが、その価値について十分に知られていない。 (課題)・現地での案内と連動した情報発信の充実 ・伝統を生かした循環型農業の推進	

保存計画： 内湖 活用方針 1	地域や民間団体、企業、行政が協働で取組を継続し、環境学習や交流の場として活用する。
(現状)・毎年住民組織と民間企業、行政が協働で開催されているヨシ刈りやヨシ焼きは、環境を学ぶ場や地域住民と来訪者の交流の場となっているが、参加者が固定化している。 (課題)・参加の入口となる活用イベントの開催	

保存計画：内湖 活用方針 2	区域に隣接するカヌーランドを情報発信拠点として活用する。 既存施設を文化的景観の情報発信拠点として活用する。
(現状)・能登川水車とカヌーランドには、飲食と休憩施設を備えた資料館があり、内湖への来訪者の立ち寄り場所になっているとともに、環境保護団体の活動拠点にもなっている。 (課題)・現地での案内と連動した情報発信の充実	

保存計画：内湖 活用方針 3	「ビワイチ」の拠点、エコツアー等のフィールドとして景観を活用する。
(現状)・カヌーランドを拠点に、自転車やカヌー・カヤック等のスポーツや、自然観察会が行われているが、活用のための施設の充実、他の区域への誘導等には至っていない。 (課題)・スポーツ・環境をテーマとしたイベントの実施や施設の充実	

保存計画：内湖 活用方針 4	湖魚の食文化（漁法や調理法等）を継承できるよう、地域住民関わったメニューの開発や食材の提供を検討する。
(現状)・地域の郷土食でありながら、住民でも湖魚・川魚を食する機会が減ってきているが、集落に湖魚・川魚料理を提供できる店舗が1軒残る。 ・日本遺産の活用事業や観光事業者と景観保存会が連携して「漁萬膳」等のメニュー開発も行われ、来訪者からは好評である。 (課題)・食文化を体験する機会の創出	

活用における「山林－集落－内湖」3つの区域のつながり	
(現状)・「伊庭内湖の農村景観」全体を伝え、活用するための取組ができていない。 (課題)・「伊庭内湖の農村景観」全体に対する理解向上に資する情報発信・活用	

4 重点課題について

本章第2節、第3節で把握した整備と活用にかかる諸課題に対し、事業を効率的、効果的に推進し、課題を解決していくため、5つの重点課題として整理した。

重点課題1 石積み水路の環境改善と多面的機能の回復

「伊庭内湖の農村景観」における最も特徴的な要素は水路である。現在残された石積み護岸の継承に加え、かつての石積み護岸を直していくことで、伊庭ならではの景観を取り戻していくことが求められる。近年は、水路の生活空間としての利用が少なくなり、手入れが行き届かなくなることにより水路に草木が繁茂する等、住民の関心が低下していることを踏まえ、防災や親水等、生活に利する機能の回復が求められる。

重点課題2 建造物等の修理と防災機能の向上

重要な構成要素建造物のうち、き損が進んでいるものについては保存に向けた早急に修理を進め、それ以外のものに関しても計画的な対応が必要とされる。

また、重要な構成要素建造物に対する防災整備や、謹節館や自治会館の防災拠点施設としての活用が求められる。

重点課題3 自然環境と農業空間への対応

伊庭山や内湖等については、生態系を含めた自然環境の改善を目指すとともに、学びの場としての活用が求められている。

また、農業空間の整備については、文化的景観の維持・向上に資する営農環境の整備や、重要文化的景観であることを活用した農業の振興、さらには集落内の敷地利用を伝える屋敷畑の保存と活用が求められている。

重点課題4 伝統行事の継承と担い手育成

伊庭祭や、在地等により継承されている伝統行事、食文化等については、歴史文化を学び楽しむ機会や切り口として非常に重要であり、環境整備を含めた継承支援が求められる。

特に、在地は担い手不足が深刻であることから、伝統行事の機会を生かした担い手づくりの在り方を検討する必要がある。

重点課題5 歴史文化を生かした交流と活性化

文化的景観としての価値を発信し、理解者を増やしながら関係人口を広げていくことが求められている。

また、地域の歴史文化を生かして人を呼び、支援者や担い手を生み出していく観光の在り方とその仕組みづくりが求められており、中でも伊庭の魅力を伝えるガイドの育成が喫緊の課題である。

第4章 重点施策と取組

1 重点課題に対する重点施策と取組

第3章でまとめた重点課題を解決するため、5つの重点施策を推進する。

重点施策は複数の取組からなり、その実施に当たっては「伊庭内湖の農村景観」に関する学びの機会となり、多くの人びとが参画し、継続的な取組となることを目指す。

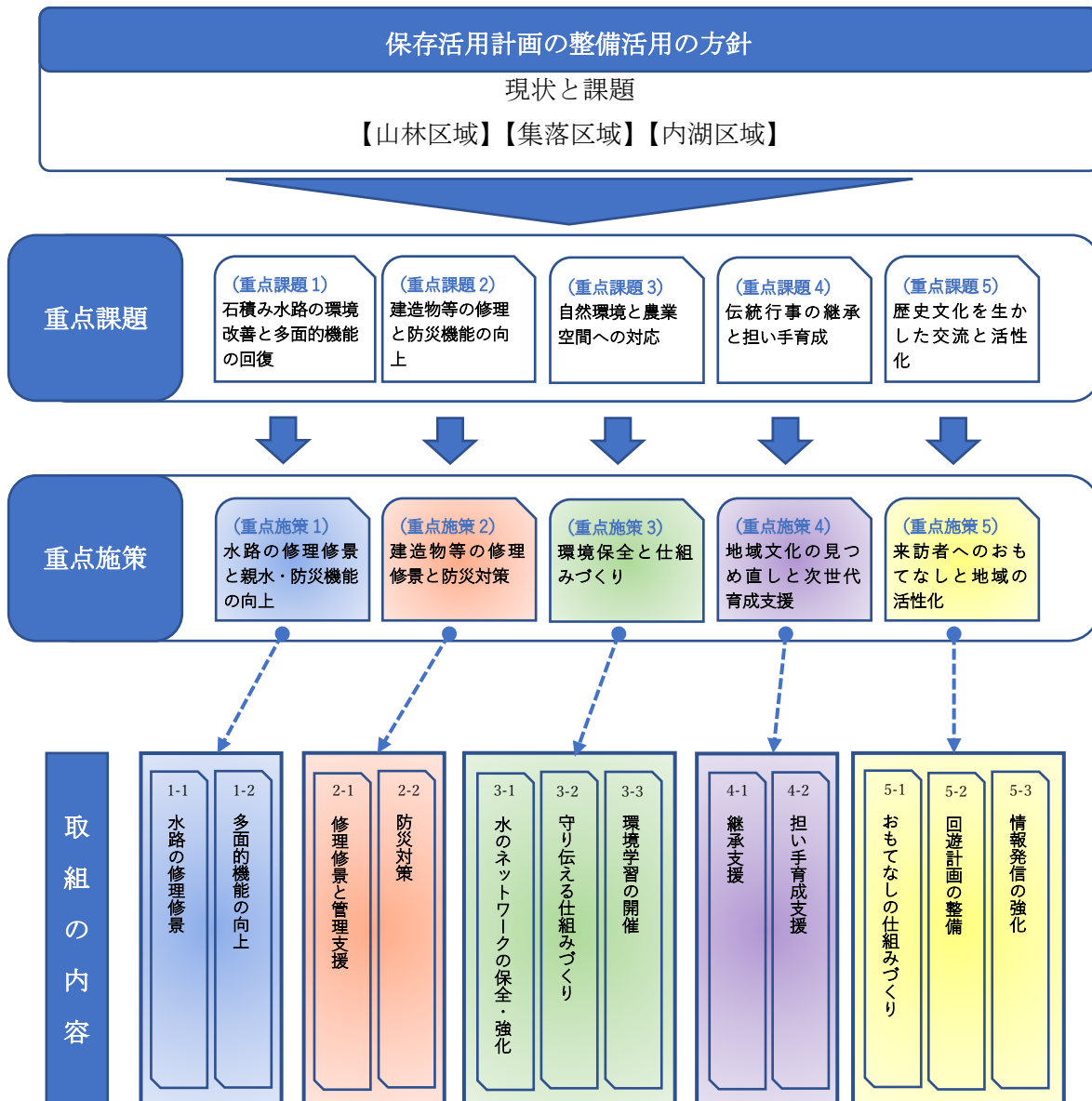


図4 重点課題に対する重点施策と取組

2 重点施策と取組の内容

重点施策 1 水路の修理修景と親水・防災機能の向上

伊庭では、集落の中央を伊庭川が流れ、そこから分岐した水路が集落中を巡っている。水路の形態は一律でなく、構造や形状、保存状態もまちまちである。そのため、市はそれぞれの状態を把握するとともに、そこに棲息する生き物の生態に考慮した修理修景を行い、良好な水辺景観の維持を図る。また、カワトやイケス等、水路に付属する設備を強化・整備し、水路がもつ防災機能・親水機能の回復と向上を図る。

取組の内容 1-1 水路の修理修景

○水路とカワトのカルテ作成

集落内の水路及びカワトを対象にカルテを作成し、石積みの緩みや膨らみ、傷み等、修理修景が必要な個所の把握に努める。また、カルテ作成は可能な限り地域住民と行うこととし、得られた情報を共有する等、住民が「伊庭内湖の農村景観」に関わる機会を設け、石積みを残していこうとする意識の向上を図る。

○修理修景方針の作成と事業の実施

水路の形態ごとに修理修景方針を定め、上記カルテに基づきながら地域の要望や緊急性を考慮しつつ修理修景事業を実施する。また、コンクリート被覆石積みの修理やコンクリート擁壁・矢板擁壁の修景に関しては関係機関を含め協議検討を行う。

なお、修理修景方針は、次表のとおりとする。

表4 水路の修理修景方針

	対象	法面形態	修理修景方針
修理	石積み護岸の水路	空石積み	・現状維持を基本とする。 ・必要に応じてモルタルによる補強も可能とする。 ・岸建ちの基礎となる場合や隣接地の地盤が脆弱な場合等は、地盤改良を含め対応することとする。 ・天端処理については、構造上の安全を確保した上で周囲との調和を図る。
		練石積み	・現状の外観を基本とする。 ・目地、胴込めコンクリートや水抜孔が、石の前面より十分に後退させる等、景観に配慮する。
		コンクリート被覆石積み	・コンクリート内部の状況を調査し、内部に残る石積みを顕在化する。 ・石積みが部分的に欠けている場合には、隣接する石積みとの連続性の創出を図ることとする。
修景	石積み護岸以外の水路	コンクリート擁壁、矢板擁壁	・練石積みでの修景を基本とし、可能な限り地元の石材・旧材を用いて積み直す。再利用することが困難な場合は旧材に類似する自然石を用いる。

【参考】「伊庭内湖の農村景観」に見られる法面の例

石積み法面



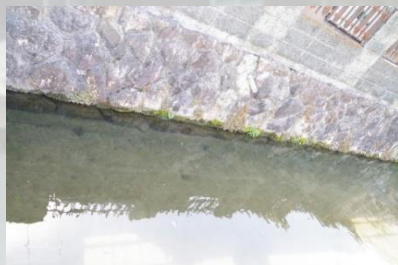
空石積（谷積）



空石積（乱積）



練石積（乱積）



練石積（谷積）



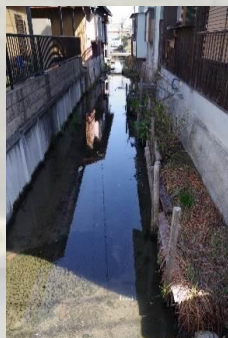
右:空石積（布積）

左:練石積（谷積）



空石積（布積）

石積み以外の法面



コンクリート擁壁



矢板擁壁（鋼製）



コンクリート擁壁

取組の内容 1-2 多面的機能の向上

○防火設備の設置

集落内に流れる河川や水路を利用した消火活動が行えるよう、集落内水路における防火設備の設置を推進する。

集落内には大小様々な水路が巡っているが、水深が浅く、水量が十分でない水路も少なくはない。そこで、消防車両の進入が困難なエリアにおいて、可搬式消防ポンプを設置できる箇所を特定するとともに、消火に必要な水量を確保するための器材（止水板、^{すのこ}簀子、麻袋等）及び格納庫を設置し、集落の防火機能を高める。

○親水機能を高めるための整備

住民と訪れた人びとが、水とともにある伊庭の暮らしを感じられるよう、水路に付属するカワトやイケスの修理を行い、「伊庭内湖の農村景観」の価値の維持・向上を図る。

整備に当たっては、水利用の方法や生態に応じて水路をゾーニングし、使われなくなったカワトやイケスを修理し、水路に降りて田舟乗船やコイの餌付け、ホタル観察ができる親水空間を整備する。

なお、整備箇所については、来訪者が伊庭を広く見て回ることができるよう、計画的に配置することとする。



（重点施策２）建造物等の修理修景と防災対策

集落内には、寺社や個人住宅、工場や石造物等、「伊庭内湖の農村景観」を構成する重要な建造物がいくつも存在する。それら建造物を良好な形で保存・継承していけるよう、市は確実な修理修景と適切な管理支援を行うとともに、計画的な防災事業を推進する。

取組の内容 2-1 修理修景と管理支援

○修理修景事業の支援

重要な構成要素となっている建造物等に対しては、保存活用計画の個票の取扱い基準に基づく「修理」を推進する。修理とは、建造物等を健全な状態に直し、これがもつ重要文化的景観の価値や特徴を伝える特性や固有性の回復や維持、向上を図るために行う工事を指す。部材の取替え等は最小限にとどめ、取替え等を行う際には同一素材及び伝統的な手法を用いることを基本とし、修理実施に当たっては、実施主体に対し技術的及び経済的な支援を行うこととする。

また、重要な構成要素以外の建造物等については「修景」を推進する。修景とは、重要文化的景観としての価値をより良く表現したり、重要な構成要素と調和した景観の回復を図る工事であり、市はその基準作成に早急に取り組むこととする。

なお、基準作成に当たっては、地域の思いと実施主体の意志をすり合わせる場を設け、地域全体で修景基準のイメージを蓄積・共有化する。

○建造物周辺の危険木伐採

重要な構成要素に特定されている寺社の多くは境内林や社叢林に囲まれ、荘厳な景観を呈しているが、その反面、日陰や落ち葉堆積による屋根材の腐朽、倒木、根上がり等による建造物の損壊が危惧される。重要な構成要素となっている建造物については、周辺樹木による倒壊、損壊等の被害を未然に防ぐため、危険木伐採に係る経費の一部を支援する。



写真４ 根上りした樹木

取組の内容 2-2 防災対策

○建造物の防災補助制度の新設

重要な構成要素となっている建造物は木造が多く、他の建造物と比べると火災や地震による倒壊の危険性が高い。しかし、防災にかかる補助制度がないため、それらを対象にした防災補助制度を新設する。防災補助制度では、火災報知機の設置や耐震診断、耐震補強工事にかかる費用の一部を補助し、建造物の防災対策を推進する。

○防災拠点整備

伊庭には指定緊急避難場所と指定避難所が設けられているが、それらは集落の東端に位置しており、西端からは約1.5キロメートル離れている。集落内には65歳以上の高齢者も多く、遠距離の避難が困難な人も少なくない。そこで、地域住民と協議、検討しながら、集落内にある大人数を収容できる建造物を活用し、コミュニティ防災拠点としての活用を推進する。

○防災意識の強化

建造物の防災に対する意識が浸透するよう、防災訓練や勉強会、ワークショップを開催する。防災訓練、勉強会、ワークショップでは、空き家や劣化した建造物の把握と経過観察を実施し、今後の在り方を地域住民と考え、他の事業の推進に活用する。

（重点施策3）環境保全と仕組みづくり

「伊庭内湖の農村景観」における自然環境や農業空間、生態系を良好な形で保全、継承していけるよう、市は専門家等の意見を踏まえながら内湖や伊庭山、農地を積極的に整備するとともに、その価値を学び伝える場として活用する。

併せて、環境保全を目的とする諸団体が文化的景観の取組にも自発的に参加できるよう、環境整備や仕組みづくりを推進する。

取組の内容3-1 水のネットワークの保全・強化

○自然環境（山林と内湖）の整備

山林区域では山の手入れが十分に行き届かず、松枯れやナラ枯れ、竹木の繁茂や山肌の洗掘、流失が発生している。また、内湖区域でも河川の堆積土砂による水草繁茂や外来生物の繁殖が大きな課題となっている。両区域では、間伐や土留め、下草刈り、^{しゅんせつ}浚渫やヨシ刈り、外来魚駆除等、自然環境の保全と生態系の維持と回復を図るとともに、環境学習や伊庭における山林・内湖の重要性等、水のネットワークを学ぶ場として活用する。

なお、これらの取組については、県や企業、関係団体（環境保全、里山利用等）と協力しながら実施することとする。



写真5 道路にまで繁茂した竹木



写真6 流出土砂の土留め

○農業空間の整備

集落内の屋敷畑については、可能な限り水路との関係性の維持・継承を図る。また、水路沿いの空き地を活用し、カキやサンショウ、シュロ、イバモモ等、生活・生業に利用されてきた樹々を植栽し、水路に画された伊庭の土地利用の歴史を学び、伝える場としての活用を図る。

また、周辺に広がる農地では、文化的景観としての価値を将来にわたって継承できるよう、所有者だけでなく外部の協力を得ながら営農が維持できる仕組みを整え、付加価値を付けた農業の推進を目指す。併せて、水田や水路に関する環境学習や歴史学習の場として活用する。

取組の内容 3-2 守り伝える仕組みづくり

○仕組みづくり

伊庭では湖辺の郷伊庭景観保存会をはじめ多くの団体が景観保全にかかる取組を行っている。しかし、それぞれのつながりは弱く、活動も一団体の取組にとどまることが多い。

各団体が行う活動の連携・強化を図り、多くの人を巻き込んだ取組となるよう、保全活動の仕組みづくりに努める。

また、各種団体と協働して、活動によって得られた資源（間伐材、ヨシ、水草等）を収益化できる仕組みづくりを目指す。



写真7 内湖畔でのヨシ刈り

○既存施設の活用

伊庭内湖に隣接する「能登川水車とカヌーランド」には、飲食施設を備えた資料館が設置され、釣りやバードウォッチングが楽しめる親水公園として賑わいをみせている。また、県が主催する「ビワイチ」のチェックポイントにも指定されたり、環境スポーツイベントである SEATO SUMMIT の会場となる等、毎年多くの人が訪れる観光スポットともなっている。その立地と集客力を生かし、訪れた人びとが文化的景観の存在や魅力を知ってもらえるよう、既存施設と連携して事業を進めるとともに、環境保全を目的とする諸団体が集える拠点施設としての活用を目指す。

取組の内容 3-3 環境学習の開催

○環境学習の開催

上記の環境整備の実施に当たっては、広く市民の参加を呼びかけ、地域一丸となって景観を守っていく意識の醸成を図るとともに、「伊庭内湖の農村景観」における水のネットワークを学ぶ場とする。

また、博物館等と連携した自然観察会やエコツアーの開催やビワイチとの連携等、自然に触れる機会を設け、「伊庭内湖の農村景観」への関心を高めるとともに、関係人口の増加と次世代の担い手の育成を推進する。



写真8 小学生の環境学習

（重点施策４）地域文化の見つめ直しと次世代育成支援

世代を超えて受け継がれてきた伝統行事や生業、農業文化を調査・記録するとともに、普及・啓発活動を通して担い手の育成を支援し、文化的景観としての価値の保存・継承を図る。

取組の内容４-１ 継承支援

○伝統行事、生業・農業文化等の調査・記録

祭礼や年中行事、生業や農業文化等、人びとの営みを調査・記録し、暮らしと信仰によって形づくられた「伊庭内湖の農村景観」の価値を後世に伝え、その整備や活動に反映させる。

なお、調査・記録については、地域住民と協力しながら行うこととし、自分たちの暮らすまちの文化を見つめ直し、守り・伝えていこうとする意識を醸成する。



写真9 勧請縄づくり



写真10 河川の藻あげ

○学習会の開催

伝統行事を継承していくためには、それを行う人びとが行事の意義を知り、その価値を正しく理解する必要がある。行事参加者が伝統行事の意義や価値、必要性を認識できるよう、専門家による学習会や講座を開催し、行事継承に向けた意識高揚を図る。

取組の内容４-２ 担い手育成支援

○ワークショップ・出前授業の開催

上記学習会と並行し、地域住民が講師を務めるワークショップの開催を支援し、伝統行事の継承を図る。行事関係者だけでなく広く参加を呼びかけることにより、伝統行事の担い手の裾野を広げるとともに、ワークショップを通し、地域住民の意見聴取に努め、事業に反映できるよう取り組む。

また、小・中学校の地域学習にあわせ、体験講座や出前授業を行い、次世代の後継者育成にも努める。

（重点施策５）来訪者へのおもてなしと地域の活性化

市は、多くの人に「伊庭内湖の農村景観」に関心を持ってもらえるよう、情報発信の強化に努める。また、訪れた人びとが伊庭の歴史や文化、暮らしについて理解・学習できるよう、便益施設の整備を進めるとともに、より充実した観光になるようプログラム開発を行い、地域の活性化につなげる。

取組の内容５-１ おもてなしの仕組みづくり

○おもてなしメニューの開発

地域住民とともに、「伊庭内湖の農村景観」理解促進につながる資源開発を行う。物産や郷土料理だけでなく、伝統行事や習俗等、地域に伝わる様々な事象を「おもてなしメニュー」として開発し、来訪者に提供する。

地域住民が自ら考え、「おもてなし」を行うことにより、地域を見つめ直すきっかけとなり、来訪者との触れ合いによる地域の活性化が期待できる。また、複数のメニューを用意することにより、新規来訪者だけでなくリピーターの満足度を高めることができ、伊庭のファンや活動の理解者・協力者を増やすことが期待できる。

○ガイド養成支援

伊庭を案内する観光ガイドの養成を支援する。現在、湖辺の郷伊庭景観保存会によってツアーガイドが行われているが、会員が少ないため十分に対応できないことがある。

観光ガイドの魅力をアピールして協力者を募るとともに、講師紹介や先進地研修、文化財情報の提供等を行い、より質の高いガイドの養成を支援する。



写真 11 観光ガイド

取組の内容５-２ 回遊計画の整備

○回遊ルートの開発

来訪者が一人ででも伊庭を散策できる回遊ルートの開発を行う。回遊ルートについては、水のネットワークを理解できるよう、「山林－集落－内湖」をつなぐルートとする。

ルート開発については、地元でガイドを行う湖辺の郷伊庭景観保存会等の意見を聴きながら進め、計画的に更新していくこととする。

○ガイダンス施設の整備

「伊庭内湖の農村景観」の価値を学ぶことができるガイダンス施設を整備する。伊庭の自然や歴史、文化はもちろん、地域の暮らしや習俗についても学ぶことができる施設とし、地域住民による施設運営を目指す。

施設整備に当たっては、空き家等を積極的に活用し、その構造や特性、立地、回遊ルート等を考慮の上、地域住民の意見を聞きながら進める。

○誘導サイン、解説板の設置

伊庭には、文化財看板をはじめ多くの説明板が設置されている。しかし、文字がかすれていたり内容が古くなったりしたものも少なくない。それらを更新、或いは新設することによって、来訪者の周遊の利便性を向上させ、「伊庭内湖の農村景観」に対する理解促進を図る。

なお、サインについては、文化的景観に調和した統一性のあるデザインとし、ユニバーサルツーリズムに対応できるよう I C T (情報通信技術) を積極的に導入する。また、設置についても、来訪者が効率的・効果的に周遊できるよう計画的な配置とする。



図 8 誘導サイン（イメージ）

取組の内容 5-3 情報発信の強化

○デジタル技術の活用

S N S やホームページ等の情報発信ツールを活用し、伊庭の風景や地域に伝わる祭り、伝統行事等を国内外に発信することによって、伊庭のファンや理解者を増やし、「伊庭内湖の農村景観」を支える体制づくりにつなげる。

また、来訪者がスマートフォン等を使ってまち歩きが楽しめるよう、多言語解説や音声案内、位置情報によるコンテンツの展開等、I C T の積極的な活用を推進する。

○観光マップの制作

来訪者が一人ででも「伊庭内湖の農村景観」を散策できる回遊ルートの開発と併せて、構成要素の特性や伊庭の文化的景観の価値を紹介した観光マップを制作する。

観光マップの制作については、地元でガイドを行う湖辺の郷伊庭景観保存会等の意見を聴きながら進め、計画的に更新していくこととする。



写真 12 伊庭観光マップ

おもてなしメニュー（イメージ）



○田舟体験
集落内の主要交通手段であった田舟の乗船体験



○伊庭桃ジャム
特産である「伊庭桃」を使ったジャムづくり体験 & 商品化



○湖魚料理
琵琶湖や内湖で獲れる湖魚を使った地元料理の商品化開発



○自然体験
湖岸のヨシ刈りや外来魚駆除、野鳥観察等、湖岸景観保全活動のイベント化



○伝統行事体験
世代を超えて継承されてきた伝統行事への参加

第5章 事業計画

1 事業の推進体制

事業の実施主体は、行政、市民、両者の協働に分類できるが、重要文化的景観の価値を保存、継承していくためには、地域住民が主体となり取り組んでいくことが重要である。行政は関係団体や専門家の指導・協力を得ながら住民を支える体制を築き、それぞれが主体的に取り組みながら「伊庭内湖の農村景観」の整備活用を推進する。

以下に、事業推進体制の概略とそれぞれの役割を記す。

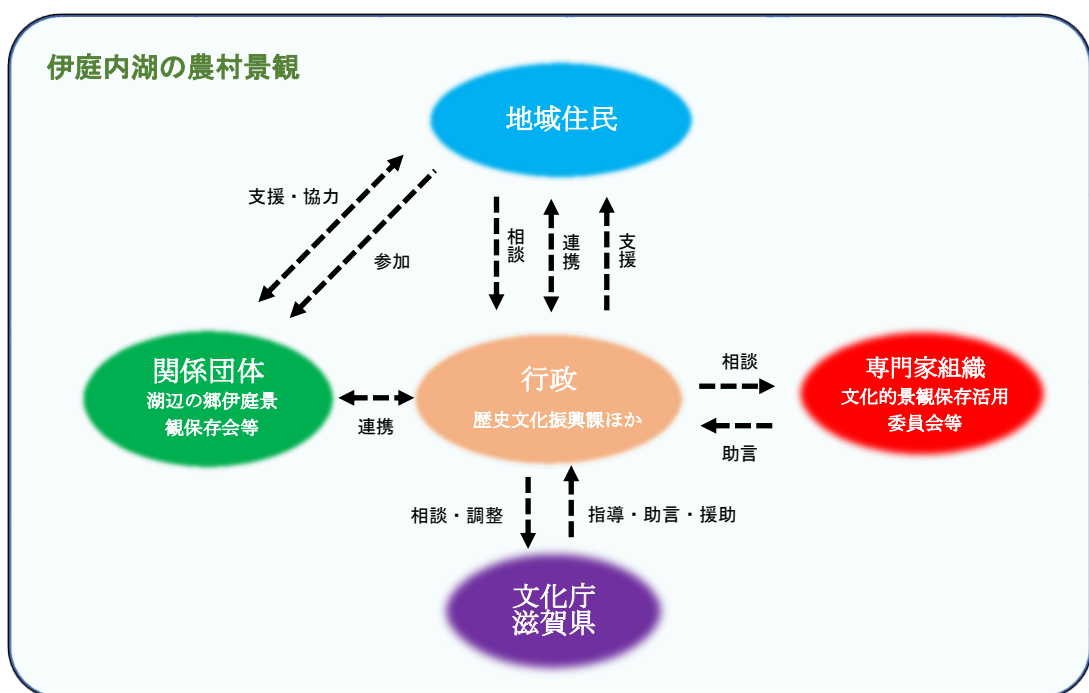


図9 事業推進体制

(1) 地域住民

重要文化的景観を継承するには、そこに暮らす住民がその価値と魅力を理解し、保存・活用の取組に関わることが重要である。住民が地域のコミュニティ活動をはじめまちづくり等の多様な活動に参加し、行政が行う「伊庭内湖の農村景観」の整備活用の取組にも積極的に参加することが望まれる。

(2) 関係団体

伊庭では協議会や保存会、企業等によって景観保全に関わる様々な活動が行われている。とりわけ、住民有志で結成された湖辺の郷伊庭景観委員会は観光ガイドや環境保全活動等、「伊庭内湖の農村景観」の保存と活用を実践する団体であり、整備に当たってもその中核を担うことが期待される。

関係団体においては、「伊庭内湖の農村景観」の価値を深く理解するとともに、行政が実施する施策についても協力し、景観や環境への配慮や、文化財としての価値の保存・継承を念頭に置いた事業を展開することを期待する。

(3) 行政（東近江市）

整備に関しては、歴史文化振興課が地域との相談窓口を務め、庁内の連携体制、地域住民や関係団体、有識者組織、文化庁、県との協力体制を構築する。

観光や地域振興、都市整備や農業振興等、「伊庭内湖の農村景観」に関係する情報を共有し、整備が円滑に行われるよう、庁内における横断的な情報共有を図る。また、地域住民や外部からの協力者と協働し、資源の掘り起こしや調査成果の共有、まちづくりへの活用検討等、重要文化的景観を生かしたまちづくり推進する。

(4) 専門家組織

有識者と地域住民からなる東近江市文化的景観保存活用委員会を継続し、「伊庭内湖の農村景観」に関する整備活用の取組に対し、指導・助言を行うものとする。

また、東近江市文化財保護審議会は、行政の取組に対し、文化財保護の観点から専門的な助言・指導を行うものとする。

2 事業推進の留意事項

前節では事業推進における体制及びそれぞれの役割を述べたが、実際に事業を行う際の留意事項を以下に記す。

(1) 協働と参加

事業の実施に当たっては行政のみで行うのではなく、地域の意向を踏まえつつ各種団体と協力しながら、行政と地域住民が協働して事業を推進する。

また、事業に取り組む人びとが“私たちが「伊庭内湖の農村景観」を守っている”と感じられる活動とする。

(2) 自主性と継続性

事業実施に当たっては、地域住民の自主性・創造性を尊重しつつ、取組が一過性のもので終わらないよう、その活動を支援する。

また、関係団体が得た収入や特産品の販売等で得た収益を利用し、自立した活動が行えるよう支援する。

(3) 学習機会の提供と担い手育成

また、内部の担い手はもちろん、「伊庭内湖の農村景観」の価値や魅力を積極的に発信することで、外部のファンの獲得・拡大を図る。

環境整備だけでなく、地域や博物館等と連携し、重要文化的景観としての価値を学べるよう学習機会を提供するとともに担い手育成に努める。

3 事業スケジュール

本計画の整備活用の取組の計画期間は令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とする。なお、事業開始から 5 年経過した令和 11 年度を中間年とし、前期 5 年間の総括と後期 5 年間に向けた調整を行う。

表 5 各取組の事業スケジュール

取組の内容	地図 番号	取組の詳細	事業 主体	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	想定される 連携課
水路の修理 修景	1	水路とカワトのカルテ作成	行政 住民											
	2	修理修景基準の作成と事業の実施	行政											
多面的機能 の向上	3	防火設備の設置	行政											防災危機管理課
	4	親水機能を高めるための整備	行政 住民											
修理修景と 管理支援	5	修理修景事業の支援	行政											
	6	建造物周辺の危険木伐採	行政 住民											
防災対策	7	建造物の防災補助制度の新設	行政											
	8	防災拠点整備	行政 住民											防災危機管理課
	9	防災意識の強化	行政 住民											
水のネット ワークの保 全・強化	10	自然環境の整備	行政 住民 団体											林業振興課 生活環境課
	11	農業空間の整備	行政 住民 団体											

守り伝える 仕組みづくり	12	仕組みづくり	行政 団体											
	13	拠点施設の活用	行政 住民											
環境学習の 開催	14	環境学習の開催	行政 住民 団体											生活環境課 博物館構想 推進課
継承支援	15	伝統行事、生業・農業文化等の調査・記録	行政 住民											
	16	学習会の開催	行政 住民											
担い手育成 支援	17	ワークショップ・出前授業の開催	行政 住民											
おもてなし の仕組みづくり	18	おもてなしメニューの開発	行政 住民											観光物産課
	19	ガイド養成支援	行政 住民											
回遊計画の 整備	20	回遊ルートの開発	行政 住民											
	21	ガイダンス施設の整備	行政 住民											
	22	誘導サイン、解説版の設置	行政 住民											観光物産課
情報発信の 強化	23	デジタル技術の活用	行政 住民 団体											
	24	観光マップの制作	行政 住民											観光物産課

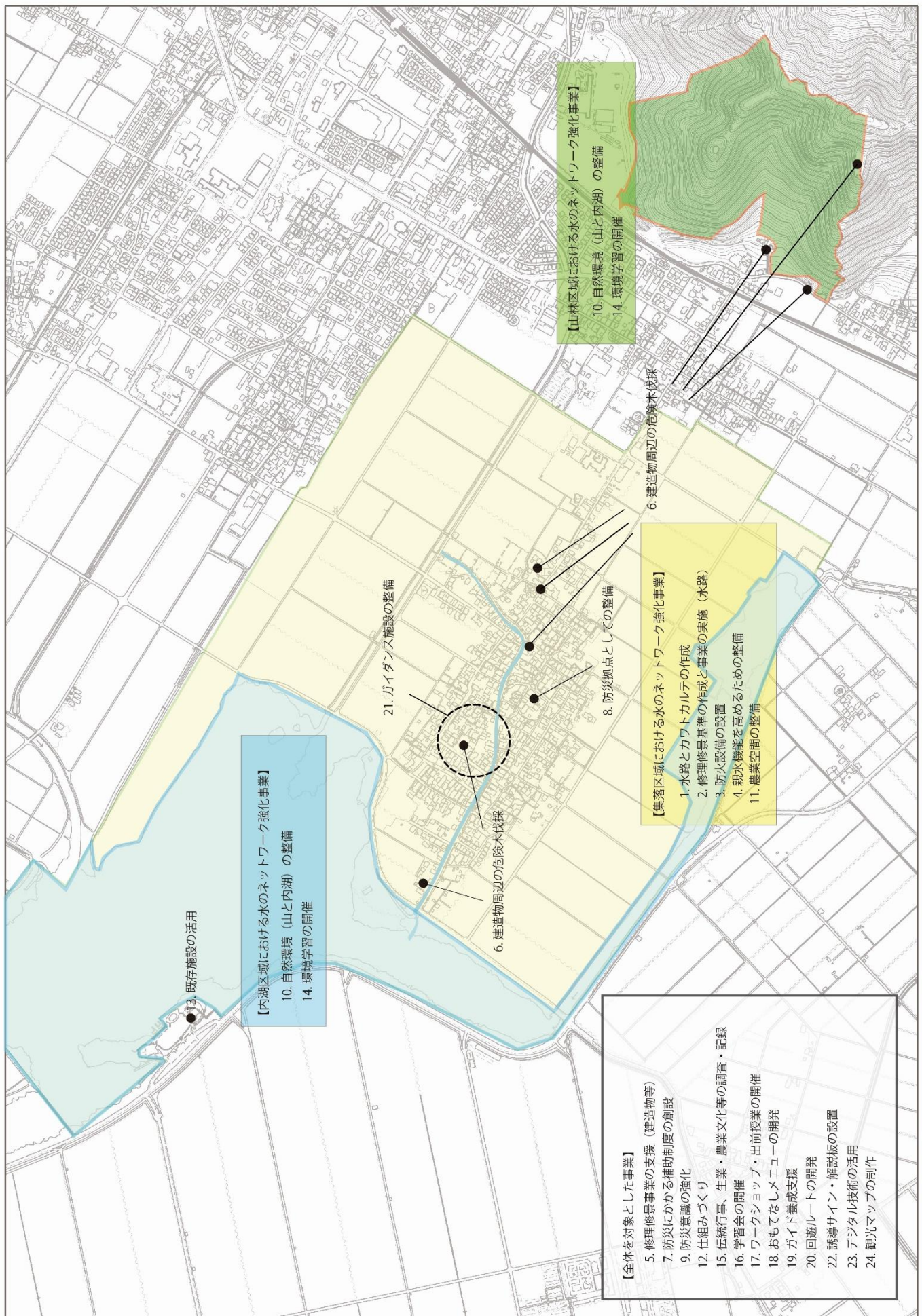


図 10 区域ごとの整備の取組

重要文化的景観

伊庭内湖の農村景観 整備活用計画

令和 7 年 3 月

発 行 滋賀県東近江市文化スポーツ部

歴史文化振興課

東近江市八日市緑町 10 番 5 号

印 刷 福田屋印刷